

# 河原ビューティモード専門学校 履修規程

## (目的)

第1条 この規程は、河原ビューティモード専門学校学則（以下「学則」という）第30条第2項、第32条第1項、第34条第1項、第35条第2項の規定に基づき、授業科目の履修、単位の認定、進級及び卒業の認定について必要な事項を定める。

## (授業科目)

第2条 本校の各教育課程に含まれる授業科目の配当年次、単位数、必修又は選択の別等は、学則第26条に定めるとおりとする。

2 授業科目は、次の各号に従って開講しなければならない。

- (1) 各学科各学年の所定の時間割にしたがい、授業を開講する。
- (2) 授業は、90分の授業をもって2単位時間に相当するものとする。
- (3) 授業ごとに出席を確認する。遅刻・早退3回をもって欠課とする。

3 授業科目は、次の授業時間、始業時刻および終業時刻にしたがって開講される。ただし、校長が教育上必要と認めるときは、不定期に変更することができる。

始業時刻	9:20
終業時刻	18:10
1時限	9:20～10:50
2時限	11:00～12:30
3時限	13:20～14:50
4時限	15:00～16:30
5時限	16:40～18:10

4 実務実習及び現場実習については、別途定める。

## (卒業要件)

第3条 本校を卒業するためには、第2条に定める各教育課程の授業科目の単位をすべて修得しなければならない。

## (進級要件)

第4条 進級するためには、第2条に定める各教育課程の当該年次の授業科目の単位をすべて修得しなければならない。

2 前項に定めるところにかかわらず、学則第34条第2項に定める再履修が許可された場合は、当該年次で単位が修得できなかった授業科目があっても進級することができる。

(単位計算方法)

第5条 各授業科目の単位数の計算方法は、学則第29条に定めるとおりとする。

(単位認定)

第6条 授業科目を履修した者については、第7条に定める試験により成績を評価し、所定の単位を認定する。

(試験)

第7条 各授業科目は、筆記試験、口述試験、レポート提出、作品提出、実技試験等の方法により試験を行い、成績を評価する。

2 実務実習、現場実習については、実習諸記録等をもって前項の試験に代えることができる。

3 試験は、原則として学期又は学年の終わりに行う。

4 前項に定めるほか、校長が教育上必要と認めたときは、当該科目の開講期間内であれば試験を行うことができる。

5 正当な理由なく試験を受けなかった者は、不合格とする。

(出題範囲と水準)

第8条 試験は、各授業科目のコマシラバスに記載され、事前に周知された履修判定指標にしたがって出題される。

2 前項のコマシラバス及び履修判定指標の記載様式については別に定める。

(受験資格)

第9条 授業科目の出席時間数が全授業時間数の3分の2に満たない者は、原則として、当該授業科目の試験を受けることができない。

2 前項に定めるところにかかわらず、校長がやむを得ない事由があると認めた場合には、受験を許可することができる。

(不正行為)

第10条 試験において不正行為をした者若しくは不正行為があったと認められる者に対しては、学則第41条第1項に定める懲戒処分を行うほか、当該授業科目の成績を不合格とする。

2 不正行為には、次の各号に掲げるすべての行為及びその他学術的な不誠実行為を含む。

(1) 盗用、剽窃行為

(2) カンニング行為

(3) なりすまし行為

(4) 授業科目間の同一作品の流用

(成績評価)

第 11 条 授業科目の成績評価は、第 7 条に定める試験の点数に基づいて判定する。ただし、試験の点数は、100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。合格した場合は、所定の単位を認定する。

2 前項の試験点数に基づく成績評価は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) S (90 点以上)
- (2) A (80 点～89 点)
- (3) B (70 点～79 点)
- (4) C (60 点～69 点)
- (5) D (60 点未満)

3 第 15 条第 3 項、第 16 条第 3 項、第 17 条第 3 項及び第 18 条第 2 項に定めるところにより、当該授業科目の単位認定を受けた場合は、前項の成績評価を「R」とする。

(総合成績評価)

第 12 条 前条の成績評価に対して、次の各号に掲げる Grade Point (以下「GP」とする) を設定する。

- (1) S GP を 4 点とする
- (2) A GP を 3 点とする
- (3) B GP を 2 点とする
- (4) C GP を 1 点とする
- (5) D GP を 0 点とする
- (6) R 当該授業科目の成績評価を GP に換算しない

2 不合格の授業科目を含むすべての履修科目に対して、Grade Point Average (以下「GPA」とする) を算出し、総合成績評価を行う。GPA の算出方法は、次の通りとする。

$$\text{GPA} = (\text{各授業科目で得た GP} \times \text{各授業科目の単位数}) \text{の総和} \div \text{履修した授業科目の単位数の総和}$$

(追試験)

第 13 条 病気その他やむを得ない事由のため試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 前項に定める追試験の受験を希望する者は、所定の「追試験受験願書」に理由書を添えて、指定された期日までに提出しなければならない。

3 追試験の実施日程は、そのつど別に指定する。

(再試験)

第 14 条 試験を受験して不合格になった者に対して再度の試験は行わない。ただし、やむを得ない事

由により校長が必要と認める場合は、再試験を行うことができる。

- 2 再試験の実施日程は、そのつど別に指定する。
- 3 再試験の点数は、60 点を上限とする。

(他の専門学校等における学修の認定)

第 15 条 他の専門学校等における学修により、学則第 32 条第 1 項に定める単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書
  - (2) 学修の成果を証明する書類 (他の専門学校等の発行するもの)
  - (3) 学修の内容を示すシラバス等 (他の専門学校等の提供するもの)
- 2 前項の単位認定は次の各号の基準に基づき、学校運営会議の議を経て、校長が決定する。
- (1) 他の専門学校等における学修の内容と本校における授業科目の内容が合致する。
  - (2) 他の専門学校等における学修の内容が本校における複数の授業科目の内容と合致した場合は、本校における複数の授業科目を修得したものとみなす。
  - (3) 他の専門学校等における学修成果が、第 11 条第 2 項に定める本校の成績評価の基準における「C」と同等以上の成績である限り単位を認定する。
  - (4) 認定される単位数が本校の授業科目の単位数を下回ることはできない。
  - (5) 単位数の算出については、学則第 26 条に定めるところによる。
  - (6) 本校において認定可能な単位数の上限は、学則第 32 条第 3 項に定めるところによる。
  - (7) ただし、単位認定による修業年限の短縮は認めない。
- 3 前項により単位が認定された者については、単位認定書を交付する。

(入学前における学修の認定)

第 16 条 入学前の他の専門学校等における学修により、学則第 32 条第 2 項に定める単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書
  - (2) 学修の成果を証明する書類 (他の専門学校等の発行するもの)
  - (3) 学修の内容を示すシラバス等 (他の専門学校等の提供するもの)
- 2 前項の単位認定については、第 15 条第 2 項を準用する。
- 3 前項により単位が認定された者については、既修得単位認定表を交付する。

(編入学者及び転入学者の既修得単位の認定)

第 17 条 編入学若しくは転入学により、学則第 33 条第 1 項に定める単位の認定を受けようとする者は、

次の各号に掲げる書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 単位認定申請書
- (2) 成績証明書（出身専門学校等の発行するもの）
- (3) 学修の内容を示すシラバス等（出身専門学校等の提供するもの）

2 前項の単位認定については、第 15 条第 2 項を準用する。ただし、第 6 号と第 7 号については適用されない。

3 前項により単位が認定された者については、既修得単位認定表を交付する。

（再入学者及び転科者の既修得単位の認定）

第 18 条 再入学若しくは転科により、学則第 33 条第 1 項に定める単位の認定を受けようとする者については、第 15 条第 2 項を準用する。ただし、「他の専門学校等」とあるところを「出身学科」と読み替えるものとする。また、第 6 号については適用されない。

2 前項により単位が認定された者については、既修得単位認定表を交付する。

（雑則）

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（改廃）

第 20 条 この規程の改廃は、学校運営会議の議を経て、校長が決定する。

附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。